

平成 28 年度山形県環境審議会第 3 回自然環境部会 議事録

1 日 時 平成 29 年 3 月 7 日 (火) 午後 1 時半～ 3 時半

2 場 所 あこや会館ホール会議室

3 出席者等 (敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委 員) 幸丸政明 (部会長)、阿部武志、加藤丈晴、菊池俊一、早野由美恵、三浦秀一、皆川 治、山崎多代里、横山 潤 (江成はるか、佐藤景一郎、野堀嘉裕、渡辺理絵)

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 米田博次 (代理：農村整備課課長 神川浩一)
東北森林管理局長 瀬戸宣久 (代理：山形森林管理署長 西川晃由)
東北経済産業局長 田川和幸 (代理：環境・リサイクル課長 鈴木 宏)
東北地方整備局長 川瀧弘之 (代理：環境調整官 立花義則)
(東北地方環境事務所長 坂川 勉)

※ () 委員は欠席

(2) 事務局	環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
	課長補佐 (自然環境担当)	齋藤 真朗
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主任主事	山田 和裕

4 議 事

(1) 開 会

(2) 挨拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数 18 名のうち 13 名が出席

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に阿部委員と加藤委員が指名された。

(5) 審議事項 1 山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画 (素案) について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： (配布資料により説明。)

幸丸部会長： 前回の委員からの意見と市町村からの意見と、パブリックコメントに対する対応について説明を頂いた。真摯に対応頂き有難く思う。

これは 12 次計画で、5 年後ごとに計画を作成しているもので 1 次計画から 60 年となる。その当時の内容とほとんど変わっていない。PDCA サイクルで変えていき、なるべく良い計画になるようにしてもらいたい。基本的に、鳥獣というのは生物多様性の中心的要素であるので、5 年ごとに定めて生息地を保全していくというのが一番重要になるので、その点について私も意見を述べた。また、見直しができるように、基本的なデータはきちんと整理しておいて欲しい。国の基本指針をそのまま記載するのではなく、各都道府県の状況をきちんと把握して欲し

い。別の機会に環境省に意見を述べたいと思う。

そのほか質問、意見はあるか

皆川委員： 私の出した意見（くくりわなの使用を極力避けることについて）への考え方について回答いただいたが、素案の16ページの付属資料1とはどこにあるか。

事務局： 付属資料については、本文とは別に整理することになっているため、まだ作成中であり添付していない。

皆川委員： ツキノワグマ等が錯誤捕獲される事例が起きて、くくりわなによる捕獲により問題が生じている資料があり、そういう事実があるということは分かった。また、回答の「この記述は許可捕獲の基準であるため、狩猟での使用は可能であり」とあるが、この部分の意味を教えて欲しい。許可捕獲においては、くくりわなの使用を極力避ける必要があるが、狩猟であれば許可を得ずに同じ地域でできるということか。そこを確認したい。

事務局： 鳥獣を捕獲する制度の中では、狩猟は限られた猟期、一般には11月15日から2月15日までの間において、狩猟者登録をされた方は鳥獣保護区以外の場所については特に制限を加えられることなく狩猟が自由にできる。狩猟対象の鳥獣も決まっており、これらは狩猟ができるということである。

イノシシは狩猟対象の鳥獣であり、昨年県が作成したイノシシ管理計画で狩猟期間を延長したため、11月15日から3月31日まで狩猟が自由にできるということとなる。捕獲の方法としては、狩猟する場合に用いて良い方法と悪い方法とがあるが、くくりわなについてイノシシの場合は用いて良い方法である。狩猟期間の中でくくりわなを使用して狩猟をすることはできるということとなる。

皆川委員： ここで言う狩猟でのくくりわなの使用というのは、ツキノワグマの狩猟ではなくイノシシの狩猟ということか。

事務局： そのとおり。

（6）審議事項2 第3期山形県ツキノワグマ管理計画（素案）について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明。）

幸丸部会長： 御質問、御意見をお願いします。

横山委員： 鶴岡市の意見についてそのとおりだと思う。モニタリングの方法としては目視やカメラによる方法があるが、個体の識別ができていないので値が出ていない状況のようである。一方、DNA分析は精度が高いがコストはかかるので、第3期計画で行うのは難しいと思うが、2000頭まで減らす計画であるため、この計画が達成できたのか達成できなかったのかに関わらず、第4期計画ではヘアトラップ調査や、玉手先生の研究室のように肉の提供を受けてDNA分析を行う等、第3期計画の「数を減らすという計画」が正確にツキノワグマの個体群への影響がなく進んでいるのかを検証する必要があるのではないかと。第4期計画には入れて欲しい。

事務局： 第3期計画の中でカメラトラップの方法と目視の方法でモニタリングを行うことになっており、個体識別等の課題はあるが、調査を進めながら2000頭になったかの検証も含めて、モニタリングの方法を考えていきたい。

幸丸部会長： パブリックコメントの資料2-4の県の考え方について、捕獲許可数が上限を超えた年度に移動放獣を実施したというのは、この年は捕獲が多く、上限以上に捕ってしまったということか。

事務局： 素案の5ページにその状況を記載している。資料6の第2期の計画期間の平成24年度に上限230頭と定めたが、それに対して捕獲数が286頭となり、上限を超えた。この年は狩猟の自粛を求め、放獣も行った。捕りすぎた状況があったので、放獣を試行的に進めるという考え方で部分的に放獣を行った。

幸丸部会長： それは箱わなで生け捕りをした個体ということか。

事務局： 夏期の被害対策として捕獲する場合は、箱わなで捕獲する。箱わなでもドラム缶式のわなとなる。檻の形だとどうしても檻を噛んで歯が折れてしまって放獣しても生きていけなくなるので、ドラム缶式で動けなくなる状態にし、それを山に持って行って放獣した。

幸丸部会長： そのほか質問等あるか。

菊池委員： 素案10ページ、イの「緩衝地域における管理方式」の中で、前回の会議の中で、緩衝林の整備というような明確な施業技術は確立されていないという話だったと記憶している。(イ)を見ると、これが緩衝林の整備であるといった明確な技術のない中で、最初の文頭にそう書かれているのは分かりにくい。そこで私の解決策であるが、(イ)の最初の文章の「緩衝林の整備により」という文を削除してはどうか。削除してもその後の文章の意味は変わらず、明確になるのではないか。

事務局： 前後関係を後で確認するが、この文章を削除しても支障がないので、削除の方向で進めていきたい。

幸丸部会長： そのほか意見はあるか。

三浦委員： 9ページの地域区分のイメージ図にも緩衝林とある。今回イメージ図が示されて、こういうイメージだとは思いますが、緩衝林とは何かという具体的なことも含めて、イメージの段階のものを具体的に作る作業が大変だと思う。これは断面図だが、最終的には平面図の地図になると思う。その作業が大変だと思う。これはこれで良いが、実際策定する場合を聞かせて欲しい。参考にするものがあるのか。

事務局： 地域区分の設定でのゾーニングということでは、隣の福島県で行っている。福島県では市町村が線引きをしているが、緩衝林までは入っていない。緩衝地域はあり、市町村で線引きを行い、それを重ねて作成するので、市町村境がずれてしまうことがあるが、そこは調査をしながら時間をかけて作った時に、クマの捕獲許可を市町村に移譲するといった福島県の例はある。

三浦委員： そういったものがあると、よりイメージしやすいと思う。

幸丸部会長： 他県の事例など調べてほしいと思う。線引きというが、一本の線で引くのは難しいので、幅を設けて考えていけば良いのでは。

そのほか意見等あるか。

阿部委員： 緩衝林についてであるが、持ち山の人が草を刈ったり間伐をしなければならぬ。それを行う際に町の助成制度を設けないと、管理が進まないと思う。

事務局： 現在やまがた緑環境税（以下「緑環境税」という。）ということで、県民の方より1人1,000円ずつ頂き、年間で6億5,000万円ほどの税が基金として積まれており、市町村への交付金事業のメニューの中に、緩衝林の維持管理に使えるものがある。

三浦委員： 経済的支援が山林所有者にあるということか。

事務局： 所有者に支援があるというよりは、市町村が事業主体となって行う際に、地域に委託をしたり、実費的なものを負担し、下草刈りや間伐等の事業が行われていると思う。

三浦委員： 鳥獣対策の緩衝林整備の目的ではないということか。

事務局： その目的で整備し、維持管理にも使用して良いが、実施している市町村は一桁であり、全ての地域で行っているわけではない。

三浦委員： 行っている地域が点在しているということか。

事務局： そのとおり。

三浦委員： 計画的に行なえばよいということか。

事務局： そのとおり。一気に整備へと繋がっているということはないが、市町村の中で必要な地域は、緩衝林の整備をするという取組みを進めて欲しいと思うが、緑環境税も限られており、市町村の中での優先順となる。なお、このような事業に使用できることを積極的にPRしていきたい。

早野委員： 緩衝林という平面的な話が出たので質問したい。電気柵が有効だと教えてもらったが、その辺り点在と面在とで違ってくるのではないか。サクランボでもイノシシ用だと電気柵の高さが違ってくるのではないか。電気柵の高さ、有効性が農家の方々に伝わっているのか。また、先ほど話していたメンテナンスにかかる費用の助成金はあるか。

事務局： 目的とする鳥獣によって電気柵の高さは違う。イノシシであれば鼻先が当たるくらいの高さで十分だ。山形の場合サクランボ等にサルが来るので、この辺で見かけるのはサルが侵入できない1.5m位の高さが多い。クマの場合もイノシシほど低くないが、同様に鼻先が当たるくらいの高さで十分だが、鳥獣ごとに電気柵を作る必要はない。同じ畑なので地域に合わせて共通の設定にする必要がある。その辺の技術的なことは現場現場で対応することなので、県でもそれを指導する人、県の普及員等を研修する計画も設けている。人数の問題もあるが、それを進めながら出来るだけその情報が必要な方に伝わり、地域に広げるようにしていきたい。

また、メンテナンス経費の助成というのは、電気柵の下草刈りのことであると思うが、通常の鳥獣対策としては助成対象にはならないのではないかと。通常の農作業の中で実施するなど、各自で環境整備を行うしかないと考える。

幸丸部会長： 電気柵の設置は規制等なく自由にできるのか。

事務局： 電気柵の設置は自由だが、物によっては、電圧の設定等により一般の人が設置できないものもある。市販のセットを購入し、電池で作動するものもあるので設

定の知識さえあれば自由に設置できる。

幸丸部会長： 電気柵が有効で普及していきたいのであれば、技術的なマニュアル等を示して普及しても良いのではないか。

事務局： 現場に応じて色々な方法があるので、経済的なものが選ばれやすいが、一番はメンテナンスの容易さを教えるべき。あまり大掛かりになると草刈りが不十分になり、草を刈らなければ漏電してしまうので、あまり大きくせず自分で管理しやすい範囲で行うと良い。マニュアルも必要だが、現場の調整もあるので現場で指導できる人が一番重要だと教えている。

幸丸部会長： そのほか何か意見はあるか。

山崎委員： 電気柵についても所有者でないと申請ができないので、私達は昨年借りている田に、イノシシが出没し、特にもち米を好み、かき回すので、自前で柵を買った。このような状況を現地調査し、対応していただければ、人力作戦がより広がるのではないか。

幸丸部会長： 山や自然の管理は人手と手間がかかるので、そこをどのように協力してもらうか。地権者でなくても管理ができる工夫を考えて欲しい。国立公園等は所有者と協定を結んで、面倒な規制のある中ではあるが、協力をしてもらっている。

(7) 審議事項3 第3期山形県ニホンザル管理計画（素案）について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： (配布資料により説明。)

幸丸部会長： 御質問、御意見をお願いします。

三浦委員： 素案14ページの取組み目標の中で、「生息環境管理 H33 実施地区数目標 96 地区 (62%)」となっているが、100%ではないのはなぜか。難しいからなのか。

事務局： 理想は100%だが、現状の取組み状況が3分の1である。地域で協力して活動して行うことが大事になるので、地域の意見等考慮すると、倍の数字にするだけで高い目標と考えている。

三浦委員： 緩衝林の話が何度も出ているが、捉え方、実際の取組み方は難しいところがあるが進めていただければと思う。

幸丸部会長： この計画では年次ごとに、どのくらい効果があったのか、5年間の中で目標の評価を行うのか。

事務局： サルの計画については、これまではなかったが今回市町村のアンケートで群れの加害状況を評価するようにしている。また地域ごとの取組み状況を目標にしているが、この目標の数値を算出するための調査があり、これから毎年度行う予定である。この調査を市町村ごとにやっていくと、取りまとめの時期が年末くらいになるが、その際には進捗状況等整理できると考えている。

幸丸部会長： そのほか意見はあるか。

山崎委員： 追払いの取組み目標が100%という話を聞いたが、私の地域の人はサルについては諦めているところがあるので、この数字を見たら呆れてしまうと思う。2月

に入り、秋口に生まれた子ザルが既に集団で出沒している。その光景を見ても農家の方や近郊の方々は諦めているので、クマとイノシシとも違う状態になっている。担当になっている方も苦労しているかもしれないが、郊外地区の方はそれ以上に諦めているのが現状だ。

阿部委員：サルは猟友会が捕っても自ら埋設等の処分をしなければならない。そうになると捕っても大変なことばかりだ。しかし、クマやイノシシであれば皆で捕って皆で味わうという利益がある。温海の方の話では、サルがいたら皆で撃とうとするが、子ザルを抱えていると撃てなかったり、拜んだりし、好き好んで捕獲を行っていないという。サルの対策はやはり電気柵などが良いが、サルも生きるために食べないといけないので必ず現れる。補助を出さないと捕獲は進まないでサルは減らないと思う。猟友会はサルを捕りたくないのが現状だ。

幸丸部会長：手を合わせてというのはよく聞く。昔は捕獲したサルは動物園での飼育や実験動物としての利用があったが今はあまり聞かない。現在は利用価値がなく狩猟意欲が湧かないし、人間にも似ているので撃てなかったりする。簡単にこの数字を目標にするというのは、地元にはそのような感情を無視していると捉える方もいるかもしれない。県も苦慮している。ニホンザル、ニホンジカ等野生動物との戦争のようであるが、最終的には人間も野生動物も共存できればと思う。

この計画は、3～5年ごとに状況を把握して対応していくなど、順応的にこなってほしい。

それでは他に意見がなければ、今回の3件の計画については文言の修正を加えるが、原案どおり答申をしたいと考えているが、それでよろしいか。

各委員：異議なし

(8) その他

幸丸部会長：それでは今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料により説明。)

高橋課長：(引き続き、高橋課長から平成28年度の審議会の任期の終了にあたりお礼が述べられた。)

幸丸部会長：それではこれをもって終了する。

以上。

平成29年 3月 7日